

石炭火力発電輸出への公的支援に関する有識者によるファクト検討会  
の運営について（案）

石炭火力発電輸出への公的支援に関する有識者ファクト検討会（以下「ファクト検討会」という。）の運営については、以下のとおりとする。

1. ファクト検討会は、原則として非公開とし、配布資料及び議事要旨を、会議終了後、速やかに公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
2. このほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

